

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。 (1)から(3)まで <省略> <u>(4) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u> <u>(5) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u> (6) <省略>	第3条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <省略>
2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、 <u>自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。</u>	2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

(管理職手当の支給)

第3条の3 <省略>

2 前項の管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給できない。ただし、条例第25条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下第12条第4項第8号及び第15条第2号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務時間条例第13条の規定により病気休暇を与えられている場合は、この限りでない。

3 <省略>

(単身赴任手当の支給)

第5条の2 <省略>

2から18まで <省略>

19 職員が条例第15条第1項の規定により、外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務に対して支給される特殊勤務手当を受けるときは、単身赴任手当は支給しない。

(特殊勤務手当の支給)

第5条の3 特殊勤務手当の額は、給料月額の100分の25（外国での駐在に係るものについては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第5条の規定により、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当に相当する額）を超えてはならない。

2 特殊勤務手当は、条例別表第3の支給を受ける者の範囲欄に定める勤務のいずれかに従事した場合において、その勤務が同時に同欄に定め

(管理職手当の支給)

第3条の3 <省略>

2 前項の管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給できない。ただし、条例第25条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下第12条第4項第5号及び第15条第2号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務時間条例第13条の規定により病気休暇を与えられている場合は、この限りでない。

3 <省略>

(単身赴任手当の支給)

第5条の2 <省略>

2から18まで <省略>

19 職員が瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第9号）の規定により、外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務に対して支給される特殊勤務手当を受けるときは、単身赴任手当は支給しない。

る他の勤務にも該当するときは、任命権者が市長の承認を得て定める場合を除き、それらの勤務に従事することにより受けることのできる手当のうち、手当金額が日額により定められたもの及びその他の方法により定められたものの順位により、又、同順位のものにあつては、手当金額の最も多いものの手当についてのみ支給するものとする。

3 特殊勤務手当は、職員が日額により定められた手当を受けることのできる勤務に従事し、その従事した時間が同日において4時間未満である場合は、日額に2分の1を乗じて得た額（円未満の端数を生じたときは、円に切り上げる。）を当該勤務に対する手当の支給日額とする。

4 特殊勤務手当は、職員が数量を単位として定められた手当を受けることのできる勤務に従事した場合には、月間における総数量を基礎として計算した額を支給する。

(期末手当の支給)

第8条 条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 自己啓発等休業をしている職員

(8) 配偶者同行休業をしている職員

2から7まで <省略>

8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(期末手当の支給)

第8条 条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)から(6)まで <省略>

2から7まで <省略>

8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)及び(2) <省略>

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(5) <省略>

(6) 修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(7) <省略>

9から11まで <省略>
(勤勉手当の支給)

第11条 条例第21条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第21条第5項において準用する条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) <省略>

(2) 第8条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当する者

(3) <省略>

2から5まで <省略>

第12条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

9から11まで <省略>
(勤勉手当の支給)

第11条 条例第21条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第21条第5項において準用する条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) <省略>

(2) 第8条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する者

(3) <省略>

2から5まで <省略>

第12条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(8) <省略>	(6) <省略>
(9) <省略>	(7) <省略>
(10) <省略>	(8) <省略>
(11) <u>修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間</u>	
(12) <省略>	(9) <省略>
5から7まで <省略>	5から7まで <省略>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2及び第5条の3の規定並びに次項は、平成28年4月1日から施行する。

(瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の廃止)

- 瀬戸市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第9号）は、廃止する。